
*
* 令和 6 年度 第 1 1 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和6年度 第11回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和7年2月10日 午後 1時30分 招集
2. 令和7年2月10日 午後 1時27分 開会
3. 令和7年2月10日 午後 3時45分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	欠	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	出	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小 見 山 力 信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達 千 鶴 子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬 戸 川 伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長 書記	中藤宏和 藤代晋太郎				

7	本日の会議に付した議題とその結果				
	議案番号	件名		結果	
	第49号	農地法第3条の規定による許可申請について		2件	許可
	第50号	農地法第4条の規定による許可申請について		1件	許可
	第51号	農地法第5条の規定による許可申請について		5件	許可
	第52号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について		15件	決定
	報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について			
8	署名委員				
			6番	小野貫治	
			7番	小物博子	
9	議事の内容				
	令和6年度 第11回高梁市農業委員会総会会議録				
	令和7年2月10日(月) 高梁市役所 3階大会議室				

議 長	<p>それでは、本日の出席委員は、農業委員18名、推進委員7名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和6年度第11回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。6番小野委員と7番小物委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「第49号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。73番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第49号73番朗読説明 －</p> <p>73番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田3筆1,345㎡です。譲受人の通作距離は、80m以内、耕作面積は11,142㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人が市外であり耕作できないため、地元の知り合いである譲受人と協議し、無償で譲ることになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、2月3日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 小西代理 議 長	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>以前の土地所有者の方が亡くなってから他の方が管理されていましたが、この度贈与となりました。農地は綺麗な状態でした。現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。73番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、73番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、74番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第49号74番朗読説明 －</p> <p>74番は、譲受人が、譲渡人から新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆293㎡です。譲受人の通作距離は、10m以内、耕作面積は0㎡、営農計画書をいただいております。家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り30万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、2月3日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 渡邊委員	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>申請農地には農業用ハウスがあり、譲受人が使われています。譲渡人の方の配偶者が亡くなられ、管理が難しい状態となりました。</p>
議 長 小西代理 中藤局長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>取得理由のところに新規就農とありますが、営農計画はどのようになっていますか。</p> <p>農地を持たれていないため、新規就農と記載しておりますが、仕事をしながら耕作されるため、家庭菜園的な計画となっております。</p>

議 長	<p>作目はとうもろこしやミニトマト等の野菜で自家消費がメインとなっています。</p> <p>他に発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。74番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、74番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、「議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。13番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第50号13番朗読説明 －</p>
中藤局長	<p>13番は、転用者が申請農地を農地改良するため、一時転用する案件です。申請農地は、田1筆952㎡です。この農地の農地区分は3種農地であり、施設の概要としては、農地改良面積952㎡、盛土高1.8mです。備考欄に記載しておりますが、一時転用期間は令和7年3月1日から令和7年4月10日までとなっています。この案件につきましては、「高梁市農地改良取扱要綱」に定められている「簡易な農地改良」の基準の内、盛土の高さが1m以下であることを上回っておりますので一時転用の対象としております。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1月31日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、7ページ及び8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
西村委員	<p>昨年、農地法第3条申請により所有権移転をした農地で、耕作をするために農地改良するものです。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。13番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、13番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、「議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。28番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第51号28番朗読説明 －</p>
中藤局長	<p>28番については、転用者が、設定人の申請農地に賃借権を設定し、工事用仮設道路及び資材置場に一時転用するものです。申請農地は、田1筆563㎡です。この農地の農地区分は、第3種農地であり転用地の10アール当りの賃借料は年8万8千万円です。施設の概要としては、工事用仮設道路235㎡、資材置場339㎡です。なお、備考欄に記載しておりますが、現地が国土調査が終わっていない地域であり、測量が行われた結果、実測面積574㎡となっています。また、一時転用期間は令和7年2月20日から令和7年9月30日までとなっています。この案件につきましては、10ページの土地利用計画図をご覧ください。現在、転用者が、高梁市から元高梁市児童館を土地建物ごと譲り受けております。転用者は既存建物を取り壊し、児童福祉施設を新設す</p>

<p>議 長 伊達委員 議 長 議 長 議 長</p>	<p>る工事を計画する中で、公道からの工事施工に必要な進入路がないため、申請地を転用目的に一時転用するものです。なお、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当がありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましても、1月28日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、9ページから10ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 住宅の中にある土地で、当該地に入るには申請農地を通るしかない状態でした。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。28番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、28番については許可とすることに決定しました。 次に、29番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第51号29番朗読説明 －</p>
<p>中藤局長 議 長 西村委員 議 長 議 長 議 長</p>	<p>29番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設に転用するものです。申請農地は、田1筆1,112㎡です。この農地の農地区分は、第3種農地であり転用地の10アール当りの価格は89万9千円です。施設の概要としては、太陽光パネル132枚、発電量は44.55kwです。なお、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、河川保全区域内の工作物の新設になるため、河川法第55条が該当しますが、許可書の写しの提出を求め、許可済であることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましても、1月31日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、11ページから12ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 先ほどの案件の南側で耕作はされていませんが、草刈はされていて綺麗な状態でした。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。29番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、29番については許可とすることに決定しました。 次に、30番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第51号30番朗読説明 －</p>
<p>中藤局長</p>	<p>30番についてご説明させていただきます。転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、道路を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆40㎡です。この農地の農地区分は2種農地であり転用地の10アール当りの価格は無償です。施</p>

<p>議 長 渡邊委員 議 長</p>	<p>設の概要としては、道路40㎡です。この案件につきましては、現地が事前着工により完成しておりますので、反省を促すために始末書の提出をお願いしています。また、対価が無償となっているのは、譲渡人の夫が存命中に無償で譲受人に譲渡することを約束しており、相続人である妻がそれを履行するためです。許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当がありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、2月3日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、13ページから14ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>当該進入路は譲受人の方の自宅の裏側に農地があり、そこへ行くための進入路として必要であったため、設置したものです。現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長 議 長</p>	<p>なしとの声がありました。30番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、30番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、31番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤局長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第51号31番朗読説明 －</p> <p>31番についてご説明させていただきます。転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、集合住宅を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆1,284㎡です。この農地の農地区分は3種農地であり転用地の10アール当りの価格は1,512万円です。施設の概要としては、集合住宅2棟413.53㎡です。なお、備考欄に記載しておりますが、建ぺい率は32.0%です。許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当がありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、1月31日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、15ページから20ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 山川委員 議 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>住宅が多い地区で、下水等の話もあると思うので、業者の方にはきちんとそのあたりもきちんと確認してほしいと思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。少し教えてほしいのですが、集合住宅と一般住宅では許可基準に変わりはないのですか。</p>
<p>中藤局長 議 長 議 長 議 長</p>	<p>特に変わりはありません。</p> <p>発言のある方はいますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。31番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、31番については許可とすることに決定しました。</p>

<p>中藤局長</p>	<p>次に、32番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第51号32番朗読説明 －</p> <p>32番についてご説明させていただきます。転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、集合住宅を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆736㎡です。この農地の農地区分は3種農地であり転用地の10アール当りの価格は1,270万円です。施設の概要としては、集合住宅1棟236.30㎡です。なお、備考欄に記載しておりますが、建ぺい率は32.0%です。許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当がありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、1月31日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、21ページから24ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 山川委員 議 長 小野寛治委員 中藤局長 議 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>申請農地は先ほどの案件と近い場所にあり、草刈りをきちんとされていきました。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>成年後見人が選任されているようですが、不動産の売買を行う際には法廷監督人の許可は必要ないのでしょうか。</p> <p>成年後見人の裁判所の裁定は確認しておりますが、念のため確認しておきます。</p> <p>他に発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。32番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、32番については許可とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から10番について説明をお願いします。</p>
<p>藤代書記</p>	<p>それでは、3ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和7年2月20日、利用権の設定を受ける者は10名、利用権の設定をする者は14名、利用権の設定をする件数は15件、利用権設定面積は29,782㎡となっています。各筆明細について説明いたします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案書にもとづいて、1番から10番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －</p>
<p>議 長 瀬戸川委員 議 長 中曾委員 議 長</p>	<p>それでは、1番から10番について発言をお願いします。</p> <p>6番、7番、10番について、ぶどうをされるということですが、成園なのでしょうか。</p> <p>6番、7番については成園です。</p> <p>10番についても成園です。</p> <p>他に発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。1番から10番について採決を採ります。1番から10番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議 長	<p>(挙手全員) 挙手全員ですので、1番から10番については決定しました。 農業委員会会議規則第18条の規定により、小物委員の除斥を求めます。 (小物委員退席)</p>
議 長 藤代書記	<p>事務局、11番から14番について説明をお願いします。 — 議案書にもとづいて、11番から14番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 —</p>
議 長	<p>それでは、11番から14番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。11番から14番について採決を採ります。11番から14番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員) 挙手全員ですので、11番から14番については決定しました。小物委員の除斥を解きます。 (小物委員着席)</p>
議 長	<p>農業委員会会議規則第18条の規定により、田平委員の除斥を求めます。 (田平委員退席)</p>
議 長 藤代書記	<p>事務局、15番について説明をお願いします。 — 議案書にもとづいて、15番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 —</p>
議 長	<p>それでは、15番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。15番について採決を採ります。15番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員) 挙手全員ですので、15番については決定しました。田平委員の除斥を解きます。 (田平委員着席)</p>
議 長 藤代書記	<p>次に、「報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。 — 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 —</p>
議 長	<p>説明が終わりましたが、発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第11回総会を閉会します。</p>

令和7年2月10日

会 長 土 岐 康 夫

6 番 小 野 貫 治

7 番 小 物 博 子